

L P ガス料金高騰対策支援金誓約事項

- 1 三重県及び三重県エネルギー価格高騰対策支援金センター（以下、事務局という。）が、支援金事業に係る以下の目的に限り、個人情報（申請者からの提出書類、問合せを受けた内容等を含む）を双方で共有し、また、個人情報から事業者の営業内容が特定できる情報を除いて第三者に提供することがあることに同意します。
 - （１）事業者が行うべき、又は行った申請、請求及び報告等に係る周知、審査、通知又は指示
 - （２）事業者から受けた問合せへの対応
 - （３）申請、請求又は報告等のあった内容に疑義等が生じた場合の対応
 - （４）その他、三重県及び事務局が公正で円滑な運用を行う目的
- 2 三重県及び事務局が、支援金の交付決定を行った事業者や交付決定を取り消した事業者の名前を公表する場合があることに同意します。
- 3 三重県又は事務局の指示に真摯に従い、適切なL P ガス料金の値引きを行うと共に、状況報告や書類の提出等を求められた際には速やかに対応します。また、事業遂行にあたり、以下の行為は一切行いません。
 - （１）支援金の交付を見越して、恣意的にL P ガス料金の値上げを行うこと
 - （２）三重県の支援金による値引きが行われている事実を知らせず、値引き後のL P ガス料金体系を示して営業活動を行うこと
 - （３）架空（虚偽、水増し等）の申請、請求又は報告等を行うこと
 - （４）その他不正又は不適切とみなされる行為を行うこと
- 4 三重県の交付する補助金等からの暴力団等排除措置要綱（平成 22 年）別表に該当しません。また、同要綱第 8 条第 1 項に定める不当介入を受けたときは、警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行います。
- 5 事業者が法令、L P ガス料金高騰対策支援金交付要領（同要領に基づく三重県又は事務局の指示を含む）及び誓約事項等に違反した場合（後に判明した場合を含む）、三重県が、交付決定を取り消し、支援金の一部又は全部について支払わない又は返還を求める等の対応をとり、しかるべき法的措置をとる場合があることについて、同意します。これにより事業者が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

以上